令和5年9月1日現在

1. 商品名	貯蓄預金

1. 四川四	X1
- np-1-1-1-6	
2. 販売対象	■個人の方のみ
3. 期 間	■期間の定めはありません。
4. 預入	
(1) 預入方法	■随時預入
(2) 預入金額	■1円以上
(3) 預入単位	■1円単位
5. 払戻方法	■随時払戻しできます。
6. 利 息	
(1) 適用金利	■変動金利
	■10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未
	満、100万円以上の5段階の金額階別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額
	階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率
	を適用します。
(2) 利払方法	■年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
(3) 計算方法	■毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日
	割計算。
7. 税 金	■お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。
<i>v</i> - —	(但し、マル優を利用の場合は除きます)
	※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税
	が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	■キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手
	数料をいただきます。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)
	■毎月1回のスウィングサービス(順スウィング<普通預金から貯蓄預金への自動振
	替>、逆スウィング<貯蓄預金から普通預金への自動振替>のお取扱いにあたって
	は、それぞれスウィング1回毎に100円×消費税の手数料をいただきます。
9. 付加できる特約	■普通預金との間で資金を移動させるスウィング(自動振替)サービスのお取扱いが
事項	できます。但し月に1回とさせていただきます。
	■適格の方はマル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の	
取扱い	
11. 金利情報の入手	■金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
方法	
12. 苦情処理措置・	■苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または監査法務部法務課に
紛争解決措置	お申し出ください。
	FAX:0942-33-7193、 eメール: chikusin@world.ocn.ne.jp
	■紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:
	03-3595-8588) 、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) 、天神弁護士セン
	ター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)
	久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の仲裁センター等で紛争の解決
	を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記監
	査法務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825) または九州
	北部地区しんきん相談所(9時~17時、電話:092-481-8815)にお申し出ください。
	16日22010 0770 777日欧月 (3時~11時、电前・532―401―6013) にや中し山へたでい。

令和5年9月1日現在

## 1. 商品名 貯蓄預金

## 13. その他参考と なるべき事項

- ■公共料金等の自動お支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動お受取 はできません。
- ■「総合口座」のお取扱いはできません。
- ■預金保険制度の付保対象ご預金です。元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となっております。当金庫に複数の口座がある場合には、それらのご預金元本を合計して、1,000万円までとそのお利息が保護されます。